

生駒市軟骨伝導イヤホン等貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、耳の聞こえに不安のある者等に対し、軟骨伝導集音器、イヤホン及び充電器等（以下、「軟骨伝導イヤホン等」という。）を貸出しすることで、その社会参加の促進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 軟骨伝導イヤホン等の貸出しを受けることができるのは、市内に住所を有する者とする。

(申請手続き)

第3条 軟骨伝導イヤホン等の貸出しを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、軟骨伝導イヤホン等貸出申請書兼誓約書（様式第1号）に軟骨伝導イヤホン等を希望する旨を追記し、貸出しを希望する日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、その内容を審査し、軟骨伝導イヤホン等の貸出しの可否を決定するものとする。

(貸出期間)

第4条 軟骨伝導イヤホン等の貸出期間は、2週間を限度とする。

なお、返却希望日が市役所閉庁日の場合は翌開庁日までとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(費用負担等)

第5条 軟骨伝導イヤホン等の使用料は、無料とする。

2 軟骨伝導イヤホン等の運搬及び維持管理に要する費用は、借受人が負担するものとする。

3 借受人の責めに帰すべき事由により軟骨伝導イヤホン等を亡失又は損傷させた場合は、その損害を賠償しなければならない。

4 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

5 軟骨伝導イヤホン等の使用により、借受人が被った被害及び借受人が第三者に与えた損害については、借受人がその責任を負うものとする。

(事故の予防等)

第6条 借受人は軟骨伝導イヤホン等の利用方法を守り、事故のないように努めなければならない。

(使用上の注意義務)

第7条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 軟骨伝導イヤホン等は善良な管理者の注意をもって使用すること。
- (2) 軟骨伝導イヤホン等の全部又は一部を亡失若しくは損傷させたとき

は、直ちにその状況を市長に報告し、その指示に従うこと。

(3) 軟骨伝導イヤホン等を、譲渡、交換、転貸し又は担保に供しないこと。

(4) 貸出期間が満了したとき、又は軟骨伝導イヤホン等の使用を必要としなくなったときは、軟骨伝導イヤホン等を速やかに市長に返還すること。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。